

# 外国PEPsの確認について

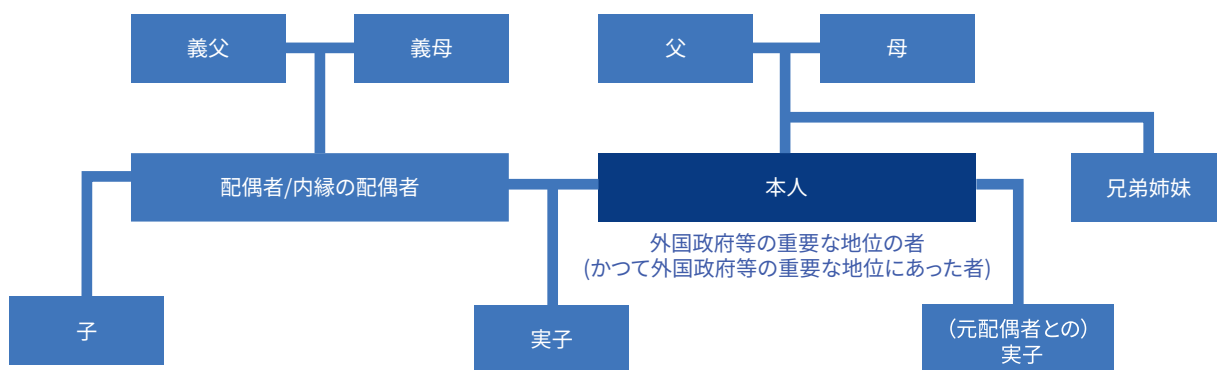
下記のいずれかに該当するか否かをご確認いただき、ご記入ください。

※外国PEPsとは外国政府において重要な公的地位にある者をいいます。

以下の外国の重要公的地位にある者に該当する方または過去にこれらの者であった方

- ① 外国の元首
- ② 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤ 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ⑦ 中央銀行の役員
- ⑧ 予算について国会の決議を経、または承認を受けなければならない法人の役員

上記に掲げる方の家族 ※配偶者(事実婚を含みます。)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母及び子



※外国の重要な公的地位の者は祖父母や孫は外国PEPsに該当しません。

※外国の重要な公的地位の者は配偶者が日本人の場合でも外国PEPsに該当します。